

一般財団法人国際建設技能振興機構
令和3年度事業計画書

本機構は、我が国の建設分野をはじめとする技術・技能・知識を習得・実践しようとする各国の人材の受入れ、育成等が適正に実施されるよう必要な支援等を行うことを目的とする団体である。

本機構は平成27年4月に外国人建設就労者受入事業に基づく外国人建設就労者の受入れが開始されて以来、「制度推進事業実施機関」として、特定監理団体及び受入建設企業に対する巡回指導を実施し、適正な受入れに向け関係者に指導・助言を行うとともに、「母国語相談ホットライン」を開設し外国人建設就労者に対するサポートを行ってきた。

さらに、平成31年度から一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材の就労を目的とした在留資格「特定技能」のもとで、特定技能外国人の受入れが開始された。本機構は、建設分野の1号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う「適正就労監理機関」として、これまでに蓄積したノウハウを活用し、適切な受入れに向けて貢献をしていきたいと考えている。

令和3年度は、建設分野の外国人技能人材の適切な受入れを促進し、我が国の建設現場を支えるとともに、母国の経済発展と我が国の建設企業の海外進出を支える人材としての育成に貢献することを目指して、以下の取組みを実施することとする。

1. 建設分野の外国人技能人材の受入れに関するモニタリング

外国人建設就労者や特定技能外国人の受入れが適切に行われるよう、本機構が第三者的立場から受入れプロセスに関するモニタリングを行う。

このため、外国人建設就労者受入事業については引き続き「令和3年度建設分野外国人材の受入れに係る制度推進事業等業務」の受託を目指すとともに、特定技能制度については特定技能外国人受入事業実施法人との委託契約に基づき、特定監理団体、受入建設企業、特定技能所属機関に係る巡回指導業務、外国人建設就労者や特定技能外国人に対する母国語相談業務、重点監査企業に対する監査等の業務を実施し、受入れの質の向上に努める。

2. 研修・セミナーの実施

- (1) 1号特定技能外国人に対する「受入後講習」を実施し、雇用契約の内容等に対する1号特定技能外国人の理解度の確認等を行う。そのほか、建設分野の外国人技能人材の受入れが円滑に行われるよう、受入企業等の関係者を対象とした研修会・セミナー等を開催する。

(2) 建設分野の外国人技能人材が建設技能や日本語能力をさらに向上させるための講習等の支援を行う。

3. 関係者からの相談等への対応

母国語を含め、建設分野の外国人技能人材の受入れ関係者からの相談等に対応できる体制を整備し、相談・助言等を行う。

4. 適正な受入れに係る情報収集と広報・啓発の推進

外国人技能人材の適正な送出し・受入れ・育成に関する情報の収集を行い、関係者の受入制度に関する理解を深めるとともに、グッドプラクティスについて周知を図る。

その際、本機構のホームページを充実させ、活用する。

5. 新規事業の開拓

以上の業務の実施状況を踏まえながら、新規事業の開拓に努める。

6. 業務運営体制の整備

引き続き、今後の業務運営の基盤となる必要な人員、機材等を確保するとともに、指導相談員の資質向上のための研修を実施する。